

令和3年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内

インターネット出願受付期間

令和2年4月1日（水）午前10時00分から令和2年5月7日（木）午後5時00分まで

令和2年3月19日
大阪教育委員会

このテストは、大阪市公立学校・幼稚園教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

大阪教育委員会の求める人物像

大阪市では、子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現や、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上に貢献できる次のような教員を求めています。

1	情	熱	教職に対する情熱、愛情、使命感を持ち、困難にも立ち向かえる人
2	教師としての基礎力		広く豊かな教養を基盤とした、専門性と指導力を備えた人
3	人間	味	子どもに対する教育的愛情と、カウンセリングマインドを備えた人

今年度の主な変更点

- ・募集校種に「幼稚園」枠を新設し、出願に必要な免許状を、幼稚園教諭の普通免許状のみとします。（P1参照）
- ・大阪市立学校園現職講師特例の対象職種を、職名の変更に伴い非常勤嘱託員から習熟等担当講師に改め、臨時技師（栄養職員）を追加します。（P3参照）
- ・前年度1次合格者特例を廃止します。
- ・ボランティア加点制度における活動対象期間を、前年度及び前々年度の2年間に拡大します。（P4～5参照）
- ・「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」の対象となる資格に、GTEC（CBT）を追加します。（P5参照）
- ・校種「小学校」に出願する人のうち、プログラミングの資格を有する人に対して、第1次選考の得点に加点します。（P6参照）
- ・小学校の第2次選考実技テストの種目について、「音楽（無伴奏による歌唱及び器楽演奏）」、「体育（水泳）」、「英語（スピーチ）」のうち、受験者が選択した1種目を受験することとします。（P8参照）
- ・大学推薦特別選考特例「小学校」の各大学による推薦人数について、前年度実施の教員採用選考テストにおいて本特例により出願した受験者が合格し、採用となった実績のある大学は、3名までとします。（令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項を参照）

1. 採用予定数

校種	教科等	出願に必要な免許状	採用予定数 ^{※1}
幼稚園	—————	幼稚園教諭の普通免許状	約15名 ^{※3}
幼稚園・小学校共通 ^{※2}	—————	幼稚園教諭及び小学校教諭の普通免許状(両方の免許状が必要)	
小学校	—————	小学校教諭の普通免許状	約400名
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、特別支援学級 ^{※4}	中学校教諭の出願教科の普通免許状 ^{※4}	約230名
高等学校	国語、社会(地歴・公民) ^{※5} 、数学、理科(生物・化学共通) ^{※6} 、理科(物理・化学共通) ^{※6} 、保健体育、家庭、工業(機械)、工業(デザイン)、商業、英語、公民・福祉共通 ^{※7}	高等学校教諭の出願教科の普通免許状 ^{※8}	約40名
	養護教諭(幼稚園) ^{※9}	養護教諭の普通免許状	約5名
	養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通) ^{※9}	養護教諭の普通免許状	約20名
	栄養教諭 ^{※10}	栄養教諭の普通免許状	若干名

※1 採用予定数は、「一般」、「障がい者対象」及び「大学院進(在)学者対象」の各選考区分の合計です。なお、障がい者対象の選考区分の採用予定数は約20名です。

※2 幼稚園・小学校共通は、原則、幼稚園での勤務となります。

※3 幼稚園及び幼稚園・小学校共通の採用予定数のうち、幼稚園の採用予定数は半数を超えないものとします。

※4 中学校の特別支援学級は、中学校の特別支援学級専任教員としての勤務となります。出願には、中学校教諭の普通免許状(校種「中学校」で募集されている教科等のうち、いずれかの教科の免許状)が必要です。なお、特別支援学校の普通免許状は特に要件としません。

- ※5 高等学校の社会(地歴・公民)は、地理歴史・公民の両方を教授していただきます。出願には、高等学校教諭の社会又は高等学校教諭の「地理歴史」及び「公民」の両方の普通免許状が必要です。
- ※6 高等学校の理科(生物・化学共通)は生物・化学の両方を、理科(物理・化学共通)は物理・化学の両方を教授していただきます。
- ※7 高等学校の公民・福祉共通は、公民・福祉の両方を教授していただきます。出願には、高等学校教諭の「公民」及び「福祉」の両方の普通免許状が必要です。
- ※8 高等学校は、同一の教科に限り、中学校との併願ができますが、中学校教諭の出願教科の普通免許状が必要です。ただし、工業、商業、公民・福祉共通は、中学校との併願ができません。
- ※9 養護教諭(幼稚園) (以下、「養護教諭(幼)」という)は幼稚園での勤務となり、養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通) (以下、「養護教諭(小中高)」という)は、小学校、中学校又は高等学校のいずれかでの勤務となります。なお、「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」は志望順位を付けて併願することができます。
- ※10 栄養教諭は、小学校又は中学校のいずれかでの勤務となります。
- ※ 各校種の間では、必要に応じて人事交流を行っています。

2. 受験資格

受験資格は、「選考区分」又は「第1次選考における特例」にかかわらず、次の①～③のすべてに該当する人に限りません。国籍は問いません。

① 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に該当しないこと。

地方公務員法第十六条 <欠格条項>

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第九条 <校長又は教員の欠格事由>

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 「採用予定数」の表に記載した「出願に必要な免許状」を所有すること。

- ・「免許状を所有すること」とは、「令和3年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和3年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。
- ・養護教諭の普通免許状を所有する人には、令和2年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭の普通免許状を取得しようとする人を除きます。
- ・平成21年3月31日以前に授与された普通免許状を所有し、更新講習を修了せずに修了確認期限が経過している人が令和3年4月1日時点で更新講習修了確認を受けていない場合や、令和2年度に所有する免許状の有効期間満了日を迎える人が、令和3年4月1日時点で教員免許更新制の修了確認期限を超過して更新講習修了確認を受けていない場合、取得見込みで受験した人が令和3年4月1日までに「出願に必要な免許状(授与年月日が令和3年4月1日付けのものを含む)」を取得できなかった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

③ 昭和50年4月2日以降に出生していること。

- ※ ただし、障がい者対象選考、教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例、講師等経験者特例、大阪市教師養成講座修了者特例及び教職大学院推薦特別選考特例で出願する人は、上記にかかわらず、**昭和36年4月2日以降に出生していること**とします。

3. 選考区分

〔一般選考〕

受験資格①～③の各号に該当する人。

〔障がい者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、障がい者手帳(身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳)の交付を受けている人。(面接テスト当日に、障がい者手帳の写しを提出してください。)

障がいを有すること等により、受験に当たり配慮を必要とする場合(手話、筆談、車椅子の使用、点字、拡大文字による受験等)には、必要とする配慮の内容を出願時に記入してください。障がい者対象選考においては、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行います。また、採用された場合、公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等の公共交通機関以外(各自で確保)による通勤も可能です。

〔大学院進(在)学者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、次のア～ウのすべてに該当している人。

- ア 平成31年度大阪市立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H31テスト」という。)又は2020年度大阪市立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「2020テスト」という。)の校種「小学校」又は「中学校」に

合格した後、大学院進(在)学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「R3テスト」という。)における大学院進(在)学者対象選考の該当者として受理されていること。

イ 令和2年度中に大学院修士課程等を修了すること。

ウ 令和3年4月1日までに、辞退届提出時に指定された校種教科の専修免許状(中学校(特別支援学級)は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。)が取得できること。

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に大学院を修了できなかった場合又は令和3年4月1日までに出席に必要な専修免許状(中学校(特別支援学級)は、特別支援学校教諭一種免許状を含む。)を取得できなかった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

※ 大学院進(在)学者対象選考の受験資格が得られる年度及び校種教科は、辞退届提出時に決定されています。決定された年度及び校種教科以外で受験する場合には、この選考区分での受験はできません。

※ この選考で出願する場合、特例は「なし」を選択してください。

大学院進(在)学者対象選考のテスト内容

・第1次選考の全てと第2次選考の筆答テスト及び実技テストを免除し、第2次選考の面接テストのみとします。

4. 第1次選考における特例

〔社会人経験者特例〕

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人。

(1) 平成27年4月1日から令和2年4月30日までの間に、法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が通算2年以上ある人。

(2) 平成27年4月1日から令和2年4月30日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定による青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人。

※ (1)について、**正社員又は正規職員として認められない職(契約社員、派遣社員等)の勤務経験は、対象となりません。**

※ (1)及び(2)の期間には、教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例に該当する期間は含まれません。

【特例内容】

・第1次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

〔教諭経験者特例〕

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人。

(1) 出願時点で、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(以下、「学校園」という。)において、正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭(以下、「教諭等」という。)として在職しており、平成27年4月1日から令和2年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。

(2) 大阪市立の学校園において、正規任用の教諭等として、平成27年4月1日から令和2年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。

※ **教諭、講師等の名称に関わらず、期間の定めのない雇用形態(任期付き採用や臨時的任用の場合は除く。)の職が、教諭経験者特例の対象となります。**

※ 日本国籍を有しない人が任用の期限を附さない常勤講師として勤務した実績は、教諭経験者特例の対象となります。

※ 出願できる校種教科等は、出願に必要な普通免許状を所有し、かつ、平成27年4月1日から令和2年4月30日までの間に**通算1年以上、教諭等として教育課程内の授業等を担当した実績(週当たりの時間数は問わない)のある校種教科等**に限ります。ただし、次の校種教科等は、「教育課程内の授業等を担当した実績」を校種教科等ごとに示す実績に読み替えます。

・幼稚園・小学校共通：幼稚園において教育課程内の授業等を担当した実績

・中学校(特別支援学級)：中学校の特別支援学級において学級担任を勤めた実績

・高等学校出願者の中学校併願：高等学校及び中学校の両方において、出願教科等の教育課程内の授業等を担当した実績

【特例内容】

・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

〔大阪市立学校園現職講師特例〕

出願時点で、大阪市立の学校園において、常勤講師、非常勤講師又は習熟等担当講師として在職している人。

※ 教諭の普通免許状を必要とする講師等が、この特例の対象となります。ただし、臨時技師(栄養職員)を含みます。

【特例内容】

・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

・第1次選考の面接テストの点数に、出願時点の在籍校園での評価を反映します。

〔講師等経験者特例〕

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人。

(1) 国公立の学校園において、教諭、常勤講師、非常勤講師、会計年度任用職員又は非常勤嘱託員として、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日までの間に通算 2 年以上在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園現職講師特例の該当者及び大阪府、大阪市、堺市及び大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した採用選考に合格し正規任用された教諭等として出願時点で在職している人を除く。

※ 教諭の普通免許状を必要としない講師等の在職経験は、この特例の対象となりません。

(2) 令和 2 年 4 月 1 日現在、大阪市立学校において正規任用された実習助手として在職している人。

【特例内容】

・第 1 次選考の筆答テストにおいて、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみを解答します。

※ 各特例で必要とする経験に関する注意事項

- ・期間の算定に当たっては、その月に 1 日でも勤務等があれば 1 か月とみなし、12 か月で 1 年としてください。ただし、同じ月を重複して算定することはできません。また、この期間には、休業・休職等により実質上勤務していない期間を含みません。
- ・教諭・講師等としての在職経験を必要とする特例の場合、出願校種教科等と異なる期間も通算することができます。また、在職経験と異なる校種教科等への出願もできますが、出願校種教科等に必要の普通免許状を所有する場合に限ります。
- ・第 2 次選考の合格者には職歴証明書を提出していただきます。職歴証明書を提出しない場合又は職歴証明書により特例の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

〔大学推薦特別選考特例〕

小学校、中学校（数学）、中学校（理科）、中学校（技術）、中学校（英語）では、小学校教諭または中学校教諭の普通免許状（一種又は専修）取得のための課程認定を受けている大学及び大学院から推薦を受けた人を対象に大学推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第 1 次選考を免除します。出願は、在籍する大学等を通じて行ってください。**詳しくは、「令和 3 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）に掲載をご覧ください。

〔教職大学院推薦特別選考特例〕

幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校、中学校（すべての教科等）、高等学校（すべての教科）、養護教諭（幼稚園、小学校・中学校・高等学校共通）では、文部科学省より設置を認可された教職大学院から推薦を受けた人を対象に、教職大学院推薦特別選考を実施しており、**その合格者には第 1 次選考を免除します。出願は、在籍する教職大学院を通じて行ってください。**詳しくは、「令和 3 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト教職大学院推薦特別選考実施要項」（大阪市教育委員会ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>）に掲載をご覧ください。

〔大阪市教師養成講座修了者特例〕

2019 年度（平成 31 年度）大阪市教師養成講座を修了した人は、**修了した校種教科等の第 1 次選考を免除します。**

※ R 3 テストを受験する場合に限ります。

※ 2019 年度（平成 31 年度）大阪市教師養成講座修了証書に記載された名前と現在の名前が異なる場合、出願時に修了証書に記載された名前と現在の名前の両方を記入してください。第 2 次選考の合格者には、戸籍抄本を提出していただきます。

5. 特定の資格等による加点制度

〔ボランティア加点〕 【校種：すべての校種、教科等】

すべての校種、教科等（大学院進（在）学者対象選考、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例、大阪市教師養成講座修了者特例を除く。）を受験する人は、下記の要件を満たしている場合には、申請により第 1 次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

加点の要件

大阪市内で実施された加点対象事業に参加し、幼児児童生徒の学習支援を含む活動に従事した活動実績が、教員採用選考テストに応募する前年度及び前々年度の 2 年間に於いて 30 回以上あり、そのことを実施団体から証明されていること。

- ・学習支援を含む 1 回あたりの活動時間が、1 時間程度以上のものを対象とする。
- ・実施団体からのボランティアに対する活動内容の評価によっては加点されない場合があります。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 活動実績の証明として、「ボランティア活動実績証明書」の原本を提出していただきます。下記の発行依頼先より作成された「ボランティア活動実績証明書」を、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当（〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20）まで出願後すみやかに郵送してください。郵送による出願をされる方は、出願書類に同封して提出してください。原本を提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、加点申請を取り消します。

（ボランティア活動実績証明書の発行依頼先）

- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園であるもの：各学校園
- ・局、区が実施しており、主な活動場所が学校園以外であるもの：各局、区の事業担当課（又は委託事業者）

・NPO等民間団体が実施する加点対象事業：NPO等民間団体

※ 加点対象事業一覧、ボランティア活動実績証明書の様式については、「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおけるボランティア加点を試行実施します」 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000430298.html>) をご覧ください。

(加点の内容)

第1次選考	
すべての校種、教科等	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

【英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点】 【校種：「小学校」】

校種「小学校」(大学院進(在)学者対象選考を除く。)を受験する人は、次の留意事項における(1)、(3)、(4)のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

(加点の内容)

	第1次選考	第2次選考
(1)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に90点加点	筆答と実技の合計得点に30点加点
(3)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に60点加点	筆答と実技の合計得点に20点加点
(4)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点

【英語の資格を有する受験者に対する加点】 【校種：「中学校(英語)」及び「高等学校(英語)」】

校種「中学校(英語)」(大学院進(在)学者対象選考を除く。)及び「高等学校(英語)」を受験する人は、次の留意事項における(2)及び(3)のいずれかに該当する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点並びに第2次選考の筆答テスト及び実技テストの合計得点のそれぞれに加点します。ただし、「ボランティア加点」と合わせることはできません。

(加点の内容)

	第1次選考	第2次選考
(2)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に15点加点
(3)を満たす場合	面接テスト受験者の総合得点に20点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点

留意事項

- (1) 中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状の所有、英検1級合格、GTEC(CBT)1,350点以上取得、IELTS7.0以上取得、TOEFL(iBT)95点以上取得、TOEIC(L&R)945点以上取得のいずれかを満たす人
- (2) 英検1級合格、GTEC(CBT)1,350点以上取得、IELTS7.0以上取得、TOEFL(iBT)95点以上取得、TOEIC(L&R)945点以上取得のいずれかを満たす人
- (3) 英検準1級合格、GTEC(CBT)1,190点以上取得、IELTS5.5以上取得、TOEFL(iBT)72点以上取得、TOEIC(L&R)785点以上取得のいずれかを満たす人
- (4) 英検2級合格、GTEC(CBT)960点以上取得、IELTS4.0以上取得、TOEFL(iBT)42点以上取得、TOEIC(L&R)550点以上取得のいずれかを満たす人

※ (1)の「中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状の所有」とは、「令和3年4月1日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味します。これには、令和3年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。その他の資格は、出願時点で合格又は取得していることを要件とします。なお、GTECはGTEC(CBT)に限ること、TOEFLはTOEFL(iBT)に限ることとし、TOEIC(L&R)は公開テストにより行われたものに限り有効とします。

資格の内容は次のとおりです。

- ・英検：実用英語技能検定(日本英語検定協会)
- ・GTEC：Global Test of English Communication(ベネッセコーポレーション)
- ・IELTS：International English Language Testing System(日本英語検定協会)
- ・TOEFL：Test of English as a Foreign Language(国際教育交換協議会)
- ・TOEIC：Test of English for International Communication(国際ビジネスコミュニケーション協会)

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、免許状及び資格に関する証明書等の写しを提出していただきます。証明書を提出しない場合又は証明書により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。ご提出いただく証明書等は次表のとおりです。

中学校教諭又は高等学校教諭の英語の普通免許状	教員免許状の写し
英検	合格証明書の写し
GTEC(CBT)	オフィシャルスコア証明書(OFFICIAL SCORE CERTIFICATE)の写し
IELTS	公式の成績証明書(Test Report Form)の写し
TOEFL(iBT)	公式スコアレポート(Test Taker Score Report)の写し
TOEIC(Listening & Reading Test)	公式認定証(Official Score Certificate)の写し

【特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点】 【校種：「小学校」及び「中学校（特別支援学級）」】

校種「小学校」又は「中学校（特別支援学級）」（大学院進（在）学者対象選考を除く。）を受験する人は、特別支援学校教諭の普通免許状（自立教科及び自立活動を除く。）を所有する場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点及び第2次選考の所定の得点に加点します。ただし、校種「小学校」において、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「プログラミングの資格を有する受験者に対する加点」と合わせることで、及び「中学校（特別支援学級）」において、「ボランティア加点」と合わせることはできません。

※ 「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する」とは、「令和3年4月1日時点で有効な普通免許状を所有している」ことを意味します。これには、令和3年4月1日までに普通免許状を確実に取得できることを含みます。なお、特別支援学校教諭の普通免許状における領域は問いません。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、免許状の写しを提出していただきます。写しを提出しない場合又は提出書類により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

（加点の内容）

	第1次選考	第2次選考
小学校	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	筆答と実技の合計得点に10点加点
中学校（特別支援学級）	面接テスト受験者の総合得点に30点加点	面接の得点に10点加点

【プログラミングの資格を有する受験者に対する加点】 【校種：小学校】

校種「小学校」を受験する人は、次表に示す資格試験に合格している場合には、申請により第1次選考面接テスト受験者の総合得点に加点します。ただし、「ボランティア加点」、「英語の免許状・資格を有する受験者に対する加点」、「特別支援学校教諭の普通免許状を所有する受験者に対する加点」と合わせることはできません。

試験名称	実施団体	証明書類
ITパスポート	情報処理推進機構	情報処理技術者試験合格証書の写し
基本情報技術者試験		
応用情報技術者試験		

※ すべての資格試験について、出願時点で合格していることを要件とします。

※ この加点の申請は出願時のみとし、出願受理後の申請及び申請内容の変更はできません。

※ 第2次選考の合格者には、資格に関する証明書の写しを提出していただきます。証明書を提出しない場合又は証明書により加点の要件を満たさないことが明らかになった場合には、このテストにより得た一切の資格を失います。

（加点の内容）

	第1次選考
小学校	面接テスト受験者の総合得点に20点加点

6. 中学校（特別支援学級）

この校種教科等で出願するには、中学校教諭の普通免許状（校種「中学校」で募集されている教科等のうち、いずれかの教科の免許状）が必要です。なお、特別支援学校教諭の普通免許状は特に要件としませんが、当該免許状を所有している人には、加点制度があります。（詳細は受験案内P6をご覧ください。）

- ・ テスト内容は、第2次選考の面接テストを除き、所有する中学校教諭の普通免許状の教科に関するテストと同じです。複数の教科の普通免許状を所有している人は、そのうちの一つの教科を選んで受験してください。
- ・ 第2次選考の面接テストは、1人約30分の個人面接を行い、その中で場面指導を行うとともに、特別支援教育に関する専門知識や大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等も行います。なお、この面接テストの対象者には、質問の参考に資するため、特別支援教育の経験や専門性に関する調査票を事前に提出していただきます。詳細は、第2次選考の対象者にあらかじめお知らせします。
- ・ 第1次選考の合否判定は、他の教科と同じ方法ですが、第2次選考の合否判定は、筆答テスト及び実技テストで教科ごとに設定する合格基準点に全て達している人を対象とし、面接テストの得点により判定します。

7. 各校種における併願制度

【高等学校出願者の中学校併願】

高等学校の出願者は、中学校教諭の同一教科の普通免許状を取得又は取得見込の場合には、中学校の同一教科を併願することができます。ただし、工業、商業、公民・福祉共通は、中学校との併願ができません。

高等学校の出願者は、出願時に中学校との併願を希望することで、高等学校の第1次選考で不合格と判定されても、得点が中学校の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、中学校の第2次選考を受験することができます。また、高等学校の第2次選考で不合格と判定されても、得点が中学校の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、中学校の第2次選考で合格と判定します。

※ この併願の申請は出願時のみとし、出願受理後に申請及び申請内容の変更はできません。

〔「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」の併願〕

「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」は、志望順位を付けて併願することができます。併願した場合には、第1志望の第1次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を受験することができます。また、第1志望の第2次選考で不合格と判定されても、得点が第2志望の合格基準点に達し、かつ合格最低点を上回る場合には、第2志望の第2次選考を合格と判定します。

※ この併願の申請は出願時のみとし、出願受理後に申請及び申請内容の変更はできません。

8. 選考テストの日時・会場・内容・携行品等

※ 記載している日時や会場は予定であり、変更の可能性があります。

(注意事項)

- ・ 試験当日に受験票や面接個票兼受験票を忘れた人の受験は認めません。
- ・ 受験票と面接個票兼受験票は、必要事項を記入し、証明写真を貼付のうえ、各テスト時に必ず持参してください。証明写真を貼付せず、本人確認ができない場合は、受験できません。受験票等はいずれかのテスト時に回収します。
- ・ 受験票や面接個票兼受験票を紛失した場合、再発行いたしません。
- ・ 筆記用具は全てのテストで必ず持参してください。筆記用具その他の携行品の貸出はいたしません。また、必要とされる携行品を持参しなかった場合には、受験を認めないことがあります。
- ・ テストの日時や会場は受験票で指定します。いかなる理由があっても、日時や会場の変更はできません。
- ・ 選考結果通知用切手票は、切手を貼付のうえ、各テスト時に必ず持参してください。テスト時に回収します。
- ・ テストの内容及び携行品に関する質問には、一切お答えすることができません。
- ・ 台風等の自然災害その他の事情により、テストの実施を中止又は変更する場合には、大阪市教育委員会ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>) 及びツイッター (大阪市教育委員会教職員人事担当 公式アカウント P25 参照) に掲載しますので、各自でご確認ください。

〔第1次選考〕

テスト	実施日(予定)	対象者	試験内容
筆答	6月27日(土)9時30分～12時 【予備日】 6月28日(日)9時30分～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例なしの出願者 ・ 大学推薦特別選考特例及び教職大学院推薦特別選考特例で第1次選考の免除が認められなかった出願者 ・ 社会人経験者特例の出願者^{※3} ・ 講師等経験者特例の出願者^{※3} 	思考力・判断力を測る問題 ^{※4} (文章理解、判断推理、資料解釈、数的処理等)、教職関連の問題(教職教養、教育関連の法規、教育公務員の倫理、教育関連時事)について、択一式のテストを行います。(大問30問、90分)
面接	7月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)、24日(金)のうちいずれか1日 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教諭経験者特例の出願者 ・ 大阪市立学校園現職講師特例の出願者 	1人約10分の個人面接を行います。
	7月23日(木)、24日(金)のうちいずれか1日 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆答テストの受験者で、同テストの合格基準点に達したことにより、面接テストの対象者となった者 	

※1 面接テストの日時は受験票により指定します。いかなる理由があっても、日時の変更はできません。面接の順番によっては、待機等のため、指定時刻から約3時間要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※2 筆答テストの結果通知により日時を指定します。

※3 社会人経験者特例及び講師等経験者特例の出願者は、出題された問題のうち、思考力・判断力を測る問題のみ解答します。また、試験時間は70分とします。

※4 英文を含む問題も出題します。また、思考力・判断力を測る問題と教職関連の問題の配点比は2:1とします。

〔第2次選考〕(第1次選考で合格と判定された人及び特例等により第1次選考の免除を認められた人が対象)

テスト	実施日(予定)	対象者	試験内容
筆答	8月22日(土)9時30分～12時 【予備日】	(幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校除く) 全校種教科	出願した校種教科等についての択一式及び記述式の専門テストを行います。
	8月23日(日)9時30分～12時		
	8月22日(土)13時30分～16時 【予備日】	幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校	出願した校種教科等についての択一式の専門テストを行います。
	8月23日(日)13時30分～16時		

実 技	8月16日(日)、18日(火)、9月5日(土)、19日(土)、26日(土)のうちいずれか1日※1	幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校	P8～9を参照してください。
	9月5日(土)	教科「美術」「英語」	
	9月12日(土)	教科「音楽」「保健体育」	
面 接	8月18日(火)、9月5日(土)、6日(日)、19日(土)、26日(土)のうちいずれか1日※1	全校種教科	1人約15分の個人面接を行い、その中で場面指導※2を行います。 ただし、中学校(特別支援学級)は、1人約30分の個人面接とし、その中で場面指導のほか、特別支援教育に関する専門知識や、大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等を行います。なお、特別支援教育の経験や専門性に関する調査票を事前に提出いただきます。

※1 テストの日時は受験票により指定します。いかなる理由があっても、日時の変更はできません。

※2 場面指導とは、さまざまな場面を設定し、幼児児童生徒への指導や、保護者への対応等を評価するものです。なお、場面設定は面接時に担当から提示します。

〔第2次選考実技テストの内容・携行品〕

幼稚園、幼稚園・小学校共通：8月16日(日)、18日(火)、9月5日(土)、19日(土)、26日(土)

	内 容	携 行 品
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・無伴奏による歌唱(指定曲の中から1曲を選択)※ ・ピアノ弾き歌い(以下①～③の中から1曲、当日指定) ①春がきたんだ(ともろぎ ゆきお/峯 陽) ②はっぱのことり(名村 宏/佐藤 亘弘) ③おそらはきらきら(別所 みよこ/渡辺 茂) 	なし(楽譜は会場で用意しています)

※ 指定曲の詳細はこのページの下部の表をご確認ください。

小学校：「音楽」、「体育」、「英語」のいずれか1つを選択

8月16日(日)、18日(火)、9月5日(土)、19日(土)、26日(土)

	内 容	携 行 品
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・無伴奏による歌唱(指定曲の中から1曲を選択)※1 ・器楽演奏(「ピアノ」、「リコーダー」、「管楽器」、「その他の楽器」より選択。曲目は自由)※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・器楽演奏用の楽器 ・器楽演奏用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部)※3 (無伴奏による歌唱用の楽譜は、会場で用意しています)
体育	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳(クロールと平泳ぎのいずれかを選択し25m1本、ゴーグル・耳栓の着用可)※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳用水着※5(5cm×8cmの白布に黒油性ペンで受験番号を書き、水着の正面から見て前面左上部に縫い付けてください) ・水泳帽
英語	<ul style="list-style-type: none"> ・英語による自己紹介(事前に指定する「自己紹介シート」に基づく) ・基本的な英会話 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介シート (英語選択者のみ、第2次選考前に送付します)

※1 指定曲の詳細は次の表をご確認ください。

※2 器楽演奏について「ピアノ」を選択する場合、ピアノは会場で用意していますので、それを使用してください。

なお、電子楽器や準備に時間を要する楽器は使用不可です。その他楽器及び曲目の選択に関する質問は一切受け付けません。使用する楽譜の出版社は問いませんが、歌唱演奏用の楽曲については、歌詞がすべて記載されたものをご用意ください。

※3 歌唱と器楽演奏は、それぞれ異なる曲を準備してください。同じ曲を歌唱、器楽演奏の両方で使用することはできません。

※4 アクセサリー等は、必ず外して受験してください。

※5 水泳用水着については、競泳用水着を基本とし、水泳指導時の水着として適切なものをご用意ください。また、水着のまま待機することがありますので、水着の上から着るシャツ・短パン、それらを入れる袋等を用意してください。

【幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校(音楽)】無伴奏による歌唱 指定曲(次の9つの楽曲のうち、1曲を選択してください。)

指 定 曲	
(小学校学習指導要領【平成29年3月版】第2章各教科第6節音楽における、第4学年、第5学年、第6学年の歌唱教材の共通教材より)	
第4学年	とんび(葛原 しげる/梁田 貞) まさばの朝(文部省唱歌/船橋 栄吉) もみじ(高野 辰之/岡野 貞一)
第5学年	こいのぼり(文部省唱歌) スキーの歌(林 柳波/橋本 国彦) 冬げしき(文部省唱歌)
第6学年	おぼろ月夜(高野 辰之/岡野 貞一) ふるさと(高野 辰之/岡野 貞一) われは海の子(歌詞は第3節まで)(文部省唱歌)

※ いずれの楽曲についても、楽譜は会場で用意しています。

教科「美術」実技テスト：9月5日(土)

内 容	携 行 品
・描写 ・立体	・鉛筆(HB～2B) ・消しゴム ・ハサミ ・カッターナイフ ・カッターマット(A4以上) ・定規(30cm) ・マスキングテープ ・両面テープ ・多用途(紙・布・針金等)で速乾のボンド ・クリップ(ボンドの仮止めに使用) ・ラジオペンチ ・水彩絵の具一式 ・筆洗 ・雑巾 ・画板(カルトン)四つ切り判以上

教科「英語」実技テスト：8月22日(土)、9月5日(土)

実 施 日	内 容	携 行 品
8月22日(土)	・Listening(筆答テストに引き続き実施)	
9月5日(土)	・Group discussion	英語運用能力アピールシート (第2次選考前に送付します)

教科「音楽」実技テスト：9月12日(土)

内 容	携 行 品
・ピアノ弾き歌い(曲目は当日指定) ^{※1} ・自由演奏(楽器及び曲目は自由、弾き歌いも可) ^{※2}	・自由演奏用の楽器(ピアノは会場のものを使用可) ・自由演奏用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ^{※3}

※1 読譜時間を別に設けます。

※2 楽器及び曲目の選択に関する質問は一切受け付けません。

※3 なお、使用する楽譜の出版社は問いませんが、歌唱曲を演奏する場合は、歌詞がすべて記載されたものをご用意ください。

教科「保健体育」実技テスト：9月12日(土)

内 容	携 行 品
第1群 体づくり運動(NHK 放映「みんなの体操」の音楽を使用し、3分程度で各自の創作によるもの) 第2群 水泳(クロールと平泳ぎ 各25m、ゴーグル・耳栓の着用可) 第3群 球技(バレーボール、サッカー、バスケットボール、ハンドボールから1種目選択) 第4群 器械運動(マット運動)、陸上競技(ハードル走)、武道(柔道、剣道)、ダンスから1種目選択 (注)雨天の場合、内容を一部変更することがあります。	・運動できる服装(10cm×20cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、胸と背に縫い付けてください) ・体育館シューズ ・屋外用シューズ(スパイク・ポイントシューズ使用不可) ・水泳用水着(5cm×8cmの白布に黒油性ペンで受験番号を書き、水着の正面から見て前面左上部に縫い付けてください) ・水泳帽 ・柔道衣(柔道選択者のみ) ・剣道衣及び用具(剣道選択者のみ)

※ 水泳用水着については、競泳用水着を基本とし、水泳指導時の水着として適切なものをご用意ください。また、水着のまま待機することがありますので、水着の上から着るシャツ・短パン、それらを入れる袋等を用意してください。

※ アクセサリー等は、必ず外して受験してください。

〔テスト会場〕

- ・次表の会場のうち、後日送付する受験票に記載してある会場にて受験してください。指定した会場以外での受験はできません。
- ・試験会場への電話照会は厳禁です。
- ・会場へは、地図等で場所を確認のうえ、公共交通機関を利用してご来場ください。
- ・会場への入室は、集合時間の20分前から可能です。

試験会場	会場住所	最寄駅	備考
大阪市立桜宮高等学校	大阪市都島区毛馬町5-22-28	J R「城北公園通」	
大阪市立東高等学校	大阪市都島区東野田町4-15-14	J R・京阪・Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「京橋」	
大阪市立都島工業高等学校	大阪市都島区善源寺町1-5-64	Osaka Metro 谷町線「都島」	
大阪市立中央高等学校	大阪市中央区釣鐘町1-1-5	京阪・Osaka Metro 谷町線「天満橋」	
大阪市立西高等学校	大阪市西区北堀江4-7-1	Osaka Metro 千日前線・ 長堀鶴見緑地線「西長堀」	
大阪市立天満中学校	大阪市北区神山町12-9	J R「天満」 Osaka Metro 谷町線「中崎町」 堺筋線「扇町」	
大阪市立東中学校	大阪市中央区大手前4-1-5	Osaka Metro 中央線「谷町四丁目」	
大阪市立文の里中学校	大阪市阿倍野区美章園1-5-52	J R「美章園」	
大阪市立大和田小学校	大阪市西淀川区大和田4-3-24	阪神なんば線「出来島」	

大阪市立咲くやこの花 中学校・高等学校	大阪市此花区西九条6-1-44	J R・阪神「西九条」	・上履き ・下足を入れる袋 を持参してください。
大阪市立西中学校	大阪市西区千代崎3-1-43	Osaka Metro 長堀鶴見緑地線 「ドーム前千代崎」 阪神なんば線「ドーム前」	
大阪市立新北野中学校	大阪市淀川区新北野2-13-37	J R「塚本」	

9. 合否判定方法

【第1次選考】

- 筆答テストを受験する者は、同テストの合格基準点に達した者のみ、面接テストの対象とします。
- 合否は、筆答テストを受験する者は筆答テストと面接テストの合計得点により、筆答テストを免除される者は面接テストの得点（大阪市立学校園現職講師特例の出願者は、出願時点の在籍校園での評価を含む）により、それぞれ判定します。ただし、面接テストの得点が合格基準点に達しない場合には、不合格とします。

【第2次選考】

- 筆答、面接、実技の各テストにおいて、得点が合格基準点に達しないものが一つでもある場合は、不合格とします。
- 選考区分「一般選考」及び「障がい者対象選考」（中学校（特別支援学級）を除く。）の合否は、次表の方法により判定します。

校種教科等	合否判定方法
◇ 幼稚園 ◇ 幼稚園・小学校共通 ◇ 小学校 ◇ 養護教諭（幼） ◇ 養護教諭（小・中・高共通） ◇ 栄養教諭	筆答テスト及び実技テストの合計得点により判定します。 ただし、上記にかかわらず、合格者数の概ね2割を目途に、面接テストの得点により判定します。
◇ 中学校の各教科（特別支援学級を除く） ◇ 高等学校の各教科	筆答テスト及び実技テストの合計得点により判定します。

- 選考区分「一般選考」及び「障がい者対象選考」の中学校（特別支援学級）の合否は、筆答テスト及び実技テストで教科ごとに設定する合格基準点に全て達している人を対象とし、面接テストの得点により判定します。
- 選考区分「大学院進（在）学者対象選考」の合否は、面接テストの得点により判定します。

10. 選考の結果発表

(1) 時期及び方法

区 分	発表時期	発表方法(掲示は10時、インターネットは11時を予定)
第1次選考(筆答)結果発表	7月10日(金) 予定	【本人通知】発表日付で送付(郵送)※ 【掲 示】大阪市役所掲示場
第1次選考結果発表	8月5日(水) 予定	
第2次選考結果発表	10月30日(金) 予定	【インターネット】 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/

※ 第1次選考筆答テストにおける合格者の面接テストの日時は、筆答テストの結果通知により指定しますので、**第1次選考(筆答)結果通知が7月15日(水)までに到着しないときは、教育委員会事務局に電話で速やかに確認してください。**

※ 第1次選考における合格者の第2次選考の各テスト日時は、第1次選考の結果通知により指定しますので、**第1次選考結果通知が8月11日(火)までに到着しないときは、教育委員会事務局に電話で速やかに確認してください。**

※ **必要とされるテストを一つでも受験しなかった場合には、その時点で有効な受験でないものとみなし、その受験者には結果を通知いたしません。**

- (2) 選考結果の問い合わせには、一切お答えすることができません。
- (3) 選考結果が不合格と判定された受験者へ送付する結果通知書には、出願校種教科等における順位、受験者数、合格者数、合格最低点、筆答・面接・実技の各テストの得点及び合格基準点を記載します。なお、合格基準点は、発表時期に大阪市教育委員会ホームページにも掲載します。

11. 採用までの経過

- (1) 第2次選考で合格と判定された人は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の登載期間は、令和4年3月31日までとします。
- (2) 受験資格に掲げる資格要件を証明する書類等を指定する期日までに提出していただきます。受験資格に掲げる資格要件を満たされない場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合は、採用候補者名簿から削除されます。

- (3) 資格要件を満たすことを確認できた人は、学校の欠員状況等を考慮し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に順次、採用を決定します。
- (4) 日本国籍を有しない人は、任用の期限を附さない常勤講師に任用され、その職名は教諭（指導専任）とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合には、採用しません。

12. 第2次選考合格後、大学院に進(在)学を希望する場合

(1) 教職大学院以外の大学院に進(在)学を希望する場合

校種「小学校」及び「中学校」の第2次選考で合格と判定された人が、**教職大学院以外**の大学院等に進(在)学することを理由に採用を辞退し、令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「R4テスト」という。）又は令和5年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（以下、「R5テスト」という。）において大学院進(在)学者対象選考受験を希望する場合には、速やかに大阪市教育委員会に申告してください。ただし、次の要件①～③のいずれかを満たす必要があります。

要件

- ① 令和3年度又は令和4年度中に大学院修士課程を修了見込みであり、修了見込みの年度の翌年度の4月1日までに、R3テストで合格した校種教科等の専修免許状を取得できること。
- ② 中学校（特別支援学級）に合格した人で、特別支援学校教諭の普通免許状を有しない者は、令和3年4月に大学の特別支援教育特別専攻科に入学し、令和4年3月に修業年限1年で修了見込みであり、令和4年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭一種免許状を取得できること。
- ③ 中学校（特別支援学級）に合格した人で、特別支援学校教諭の一種免許状を所有する人は、令和3年4月に大学の特別支援教育特別専攻科に入学し、令和4年3月に修業年限1年で修了見込みであり、令和4年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭専修免許状を取得できること。

※ ①のうち令和3年度中に大学院修士課程を修了見込みの場合、②又は③の場合には、大学院進(在)学者対象選考で出願できるのはR4テストのみとします。また、①のうち令和4年度中に大学院修士課程を修了見込みの場合には、大学院進(在)学者対象選考で出願できるのはR5テストのみとします。

※ R3テストの辞退時に申告した修了見込み年度に大学院等を修了できなかった場合、又は修了見込み年度の翌年度の4月1日までに、R3テストで合格した校種教科等の専修免許状（②においては、特別支援学校教諭一種免許状）を取得できなかった場合には、R3テストの合格により得た一切の資格を失います。

※ 大学推薦特別選考特例及び教職大学院推薦特別選考特例で合格した人は、この選考区分の対象となりません。

(2) 教職大学院に進(在)学を希望する場合

校種「小学校」及び「中学校」の第2次選考で合格と判定された人が、**教職大学院**に進(在)学し、教職大学院の修士課程修了後の採用を希望する場合は、**採用候補者名簿を最長2年間延長**することができますので、速やかに大阪市教育委員会に申告してください。ただし、前項(1)の要件の①を満たす必要があります。

※ 延長できる期間の上限は、「教職大学院**進学者は2年間**」、「教職大学院**在学者は1年間**」とします。

※ R3テスト時に申告した修了見込み年度に大学院等を修了できなかった場合、又は修了見込み年度の翌年度の4月1日までに、R3テストで合格した校種教科等の専修免許状を取得できなかった場合には、採用候補者名簿から削除され、採用されません。

※ 大学推薦特別選考特例で合格した人は、この選考区分の対象となりません。

13. 給与、勤務条件

令和2年4月1日現在の初任給は次表を予定しています。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。

		最終学歴		
		短期大学卒業者	大学卒業者	修士課程修了者
勤務先 校種	幼稚園教育職	205,200	231,300	252,500
	小・中教育職	242,300	267,400	267,800
	高等教育職	218,100	267,600	268,000

月額(100円未満切捨、単位：円)

これらの月額、給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当の合計額（以下、「月給」という。）です。また、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。なお、養護教諭・栄養教諭については、勤務先の校種の給料表が適用されます。

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時まで、定時制課程は、午後0時45分から午後9時15分までとなっていますが、学校によって若干異なる場合があります。

（以上の内容は、条例の改正等が行われた場合は、その定めるところによります。）

14. 服務規律

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・校園敷地内では喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと
- ・マイカー通勤はおこなわないこと

15. 出願手続

原則、電子申請（インターネット）により出願してください。なお、複数の校種・教科等に重複して出願した場合には、全ての出願を無効とします。また、同一の校種教科等に複数回申し込まないようにしてください。

※ **大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例で出願する人は電子申請による出願ができません。大学を通じて郵送で出願してください。**

※ **ボランティア加点を申請する人はボランティア活動実績証明書の提出が必要です。大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）に郵送してください。**

【電子申請（インターネット）による出願の方法～出願から受験まで～】

- ① 大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムポータルページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000134960.html>)から「電子申請・オンラインアンケートシステム」をクリックする。
 - ② カテゴリー選択→目的で選ぶ→検索、カテゴリー選択→採用試験→検索、の順に絞込みを行い、手続き名「【電子申請】令和3年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験申込（教育委員会事務局）」画面を開く。
 - ③ 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックする。
 - ④ 記載内容を確認し、「同意する」をクリックする。
 - ⑤ **連絡先メールアドレス**を入力し、「完了する」をクリックする。（※ここで入力した**連絡先メールアドレス**に、受験に関する重要なメールが配信されます。**連絡先メールアドレスは変更できませんので、ご注意ください。**）
 - ⑥ **連絡先メールアドレス**に自動配信されるメールを開き、申込画面へのURLにアクセスする。
 - ⑦ 必要事項をすべて入力し、確認へ進む。
 - ⑧ 1) 出願に必要な項目が記入されていない場合→赤字で記載された不備内容をすべて修正しないと先へ進めなくなるので、不備内容をすべて修正→再度確認へ進む→「申し込む」をクリックする。
2) 出願に不要な項目が入力されている場合→申込確認画面に自動削除される項目が青字で記載される。削除内容に問題がなければ「申し込む」をクリックする。
3) 不備がない場合→申込確認画面で「申し込む」をクリックする。
 - ⑨ **連絡先メールアドレスに整理番号とパスワード**が自動配信される。
（※ 整理番号とパスワードは、出願手続きの照会や受験票の入手に必要です。大切に保管してください。）
 - ⑩ 出願内容に誤りがなければ、**連絡先メールアドレス**に申請から3週間以内に出願を受け付けたことを知らせるメール（「受理メール」）が届く。【※誤りがあればメールまたは電話（06-6208-9123）による連絡があります。】
 - ⑪ 「受理メール」に記載されたURLから受験に必要な書類の一部をダウンロードする。
 - ⑫ **連絡先メールアドレス**に受験票をダウンロードするためのメール（「お知らせメール」）が届く。
（※1次選考受験者：6月下旬、1次選考免除対象者：8月5日（水）を予定）
 - ⑬ 「お知らせメール」に記載された方法で受験票をダウンロードする。（※これで受験に必要な書類がすべてそろふ。）
 - ⑭ ⑪と⑬で入手した書類に必要事項を記入し、受験票で指定された日時と会場で受験する。
- ※ 受付開始日及び受付終了日以外は、24時間いつでも申し込みできますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、できる限り、早期に申請してください。

※ 連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで出願することができません。郵送に

よる出願となりますので、まずは出願手続き書類の郵送請求を行い、返信された出願手続き書類で出願してください。請求の際は、封筒の表に「願書請求(教員)」と朱書きし、300円切手を貼った返信用封筒(角型2号:33cm×24cmにあて先を明記したもの)を同封のうち、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当(〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20)に郵送してください。出願手続き書類の請求期限は4月16日(木)(必着)です。送付いただいた書類・切手は返却いたしません。切手は過不足なく送付してください。

16. 注意事項等

- ・出願内容に誤り等があるときは、本市からメールや電話(教職員人事担当:06-6208-9123)により連絡しますが、連絡が取れない場合又は指定する期日までに修正に応じない場合には、出願を無効とします。教職員人事担当の電話番号を携帯電話の電話帳に登録するなど、本市からの電話連絡に応じられるように事前に準備しておいてください。
- ・第1次選考の受験票は、6月下旬に交付又は発送する予定です(郵送で出願した人のみ郵送します)。6月24日(水)までにダウンロードできないとき又は送達されないときは、速やかに教職員人事担当に電話で問い合わせてください。また、第1次選考の免除が認められた人には、第1次選考の結果発表時(8月5日(水))に第2次選考の受験票を交付又は発送する予定です。8月11日(火)までにダウンロードできないときや送達されないときは、速やかに教職員人事担当に電話で問い合わせてください。なお、郵便ポストに表札を出していないと、受験票や結果通知が配達されないことがありますので、郵便ポストには表札を出してください。
- ・住所や名前に変更がある場合は、必ず郵便により連絡してください。電話では受け付けませんのでご注意ください。
- ・住所や名前以外の出願内容の変更は受け付けませんが、出願後に大阪市立学校園現職講師特例の対象となった人に限り、出願期間中は特例の変更を受け付けますので、電話でご相談ください。(P3参照)
- ・受験に当たり大阪市教育委員会が収集した個人情報、大阪市教員採用選考テストの円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

17. 試験問題の閲覧

市民情報プラザ(大阪市役所1階)、大阪市公文書館(大阪市西区北堀江4-3-14)で、過去の教員採用選考テスト問題(実技テストの内容を含む)を閲覧及びコピー(有料)することができます。なお、閲覧時間は土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時半までです。

平成22年度から27年度までの第1次選考及び第2次選考の小学校の筆答テスト問題及び解答並びに平成28年度から2020年度までの教員採用選考テスト問題(実技テストの内容を含む。)及び解答については、大阪市教育委員会のホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)でも公開しています。

※この教員採用選考に関する出願、問い合わせ先:

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当(教員採用・管理職人事グループ)
TEL:06-6208-9123 FAX:06-6202-7053

この受験案内は、大阪市教育委員会ホームページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)からダウンロードすることができます。また、次の場所にも設置しています。

大阪市教育委員会事務局教職員人事担当(大阪市役所3階)、市民情報プラザ(大阪市役所1階)、各区役所区民情報コーナー、大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)

(注)大阪市立、堺市立、豊能地区公立を除く大阪府内の公立学校にかかる教員採用については、大阪府教育委員会(問い合わせ先:府民お問合せセンター「ピピっとライン」06-6910-8001)の受験案内をご覧ください。堺市立の公立学校にかかる教員採用については、堺市教育委員会(問い合わせ先:072-228-7438)の受験案内をご覧ください。また、豊能地区の公立小・中学校にかかる教員採用については、大阪府豊能地区教職員人事協議会(問い合わせ先:06-6858-3341)の受験案内をご覧ください。

18. 前回実施した2020年度教員採用選考テストの配点等について(参考)

※配点等については、年度により変更する場合があります。

(1) 配点

第1次選考

校種教科	筆答テストの有無	筆答	面接	合計
全校種教科	有	450点	450点	900点
	無	—	900点	900点

※筆答テストの配点については、特例なしで受験した場合の配点は、思考力・判断力を測る問題15間については1問20点、教職関連の問題15間については1問10点、計30間の450点満点であったのに対し、社会人経

験者特例及び講師等経験者特例で受験した場合は、思考力・判断力を測る問題 15 問のみであるため、配点については、1 問 30 点、計 15 問の 450 点満点としている。

第2次選考

校種教科	筆答	実技	面接	合計
幼稚園・小学校共通 小学校	240点	120点(音楽) 60点(体育)	450点	870点
実技なし校種教科	400点	—	420点	820点
教科「音楽、美術、保健体育、英語」	200点	200点	420点	820点

(2) 実施結果

校種教科等	第1次選考						第2次選考				倍率※			
	受験者数			合格者数			合格者数							
	一般	障がい	計	一般	障がい	計	一般	障がい	大学院	計	一般	障がい	大学院	計
幼稚園・小学校共通	55		55	20		20	16			16	3.7			3.7
小学校	826	3	829	523	3	526	443	2	1	446	2.4	2.0	1.0	2.4
中学校	660	2	662	347	2	349	222	1		223	3.9	3.0	-	3.9
国語	56		56	29		29	18			18	4.0		-	4.1
社会	97		97	49		49	32			32	3.6			3.6
数学	57		57	31		31	21			21	4.7			4.7
理科	41		41	29		29	13			13	5.0			5.0
音楽	34		34	19		19	11	1		12	3.5	1.0		3.3
美術	21		21	10		10	5			5	4.8			4.8
保健体育	142		142	40		40	31			31	5.9			5.9
技術	12		12	10		10	10			10	1.5			1.5
家庭	9		9	11		11	4			4	3.0			3.0
英語	78		78	33		33	22			22	5.1			5.1
特別支援学級	113	2	115	86	2	88	55			55	2.5	-		2.6
高等学校	374		374	74		74	40			40	10.2			10.2
国語	36		36	8		8	5			5	7.8			7.8
社会(地歴・公民)	60		60	12		12	7			7	8.9			8.9
数学	50		50	10		10	5			5	10.8			10.8
理科(生物・化学)	18		18	4		4	3			3	7.3			7.3
理科(物理・化学)	17		17	6		6	2			2	10.0			10.0
保健体育	80		80	9		9	6			6	14.3			14.3
工業(機械)	6		6	2		2					-			-
工業(電気)	7		7	2		2	1			1	8.0			8.0
工業(建築)	5		5	2		2	2			2	3.5			3.5
工業(デザイン)	4		4	3		3	2			2	2.5			2.5
商業	28		28	3		3	2			2	15.5			15.5
家庭	19		19	7		7	2			2	9.5			9.5
英語	44		44	6		6	3			3	16.0			16.0
福祉											-			-
養護教諭(幼稚園)	14		14	9		9	7			7	8.0			8.0
養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通)	189		189	51		51	32			32	6.9			6.9
栄養教諭	56		56	16		16	10			10	6.4			6.4
総計	2,174	5	2,179	1,040	5	1,045	770	3	1	774	3.4	2.3	2.0	3.4

※ 倍率は、2次合格者に対する受験者総数(1次受験者と1次選考免除での2次受験者の計)の比率です。